

長岡京市商業団体等振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商業団体及び観光団体等（以下「商業団体等」という。）が行う事業に要する経費について、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付し、商業団体等の振興を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 市内の商店街を形成するもので法人格を有する者又は任意により組織化された商店会等（以下「商店街団体等」という。）
- (2) 長岡京市観光協会
- (3) 長岡京音頭保存会

(補助事業の種類及び額)

第3条 補助の対象となる事業の種類、経費及び補助率は別表第1、別表第1の2及び別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

2 市長は、緊急その他特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、補助率等を変更して補助金を交付することができる。

3 補助金の交付額の算定に当たって、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商業団体等は、長岡京市商業団体等振興事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第3及びその他市長が特に必要と認める書類等を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をするとともに、必要に応じて実施調査等を行い、適当と認めるときは長岡京市商業団体等振興事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(事業計画の変更及び中止)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が計画を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ長岡京市商業団体等振興事業計画変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請書を受け付けた場合においては、内容等を審査のうえ承認するときは、長岡京市商業団体等振興事業計画変更（中止）承認書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(事業完了届)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を完了したときは、長岡京市商業団体等振興事業完了届(別記様式第7号)に、別表第4及びその他市長が特に必要と認める書類等を添えて指定された期日までに市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金の確定通知)

第8条 市長は、前条に規定により検査を完了し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市商業団体等振興事業補助金確定通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の確定通知を受けた者は、長岡京市商業団体等振興事業補助金請求書(別記様式第9号)により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第10条 補助金は、当該事業の終了後に交付する。ただし、事業又は活動の性質上、概算交付の必要があるものについては、一括又は分割して補助金を交付することができる。

2 前項の規定により、概算交付を受けようとする者は、第5条の交付決定通知書を受けた後に、長岡京市商業団体等振興事業補助金概算交付請求書(別記様式第10号)に、次の関係書類を添えて市長に請求しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 概算交付を必要とする理由書

3 前2項に規定するもののほか、商店街団体等が実施する街路灯等維持管理事業については、実績に基づく補助金交付であるため、第7条及び第8条の規定にかかわらず、第5条の交付決定通知書をもって第8条の交付確定通知に代えることができる。

(補助金交付の取消及び返還)

第11条 商業団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の全部若しくは一部の交付を取消し、又は既に交付したものについては、期日を定めて返還させることができる。

(1) この要綱等に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。

(4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、長岡京市商工会成立の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行し、改正後の長岡京市商業団体等振興事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行し、改正後の長岡京市商業団体等振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。